



公益通報制度における不正・ 不祥事の発見ルートの拡大 ー公益通報者保護制度 Q&A の改訂を中心にー

弁護士 [藤原 宇基](#)

令和 8 年 3 月 31 日、令和 7 年改正公益通報者保護法を踏まえた法定指針及び指針の解説の改正が公表され、同年 5 月 29 日、消費者庁から「公益通報者保護制度 Q&A」（以下「消費者庁 Q&A」といいます。）が公表されました。

令和 7 年改正の概要については、令和 7 年 4 月のニュースレターにおいて取り上げたため、本稿では繰り返さず、本稿では、消費者庁 Q&A において追加・具体化された事項を中心に整理します。

1 公益通報の対象となる事実・取引関係の具体化

消費者庁 Q&A は、過去に生じた通報対象事実についても公益通報の対象となり得ることを確認しています。すなわち、過去に生じた犯罪行為、過料対象行為又は最終的に刑罰若しくは過料につながる法令違反行為についても、公益通報の対象となり得るとされています（消費者庁 Q&A 「通報対象事実に関する Q&A」 Q5）。

また、取引先事業者の法令違反行為に関する通報についても整理されています。例えば、事業者 A 社が取引先事業者 B 社との契約に基づいて事業を行っている場合において、当該契約とは無関係の法令違反行為が B 社において生じていることを、B 社の事業に従事する A 社の労働者 C が B 社に通報する場合の取扱いが示されています（同 Q6）。

さらに、消費者庁 Q&A は、売買契約であっても、自らの勤務先が事業として反復継続的に物品納入を行っている場合等には、本法 2 条 1 項 4 号の「請負契約その他の契約」に該当し得るとしています。そのため、当該契約に基づく事業に従事する者が、当該契約の相手方事業者に対し、

相手方事業者の法令違反行為について通報する場合には、1号通報として保護の対象となり得るとされています（消費者庁 Q&A「通報先に関する Q&A」Q8）。

2 外部公益通報の保護要件の具体化

消費者庁 Q&A では、2号通報及び3号通報における「通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足る相当の理由」について、通報内容を裏付ける内部資料等がある場合、関係者による信用性の高い供述がある場合等が例示されています（消費者庁 Q&A「保護要件に関する Q&A」Q1）。

また、3号通報の保護要件について、不利益取扱いを受けると信ずるに足る相当の理由がある場合（同 Q3）、証拠隠滅等のおそれがあると信ずるに足る相当の理由がある場合（同 Q4）、公益通報者を特定させる事項が正当な理由なく漏らされると信ずるに足る相当の理由がある場合（同 Q5）、1号通報又は2号通報をしないことを正当な理由なく要求された場合（同 Q6）等について、具体例が示されています。

さらに、同 Q&A は、3号通報において、通報内容の一部についてのみ真実であると信ずるに足る相当の理由がある場合であっても、その部分について要件を満たす限り、公益通報として保護され得るとしています（同 Q11）。また、通報時に、真実であると信ずるに足る相当の理由を根拠づける資料や情報源を示していなかったとしても3号通報の要件を満たし得ること（同 Q12）、不利益取扱いからの保護要件を満たさない場合であっても、法2条1項の公益通報に該当する限り、通報者探索禁止規定の適用を受けること（同 Q13）も示されています。

これらは、外部公益通報の要件を一般的に緩和するものではありませんが、2号通報及び3号通報が保護される場面について、従前より具体的な判断材料を示すものであり、通報者が、心理的に外部公益通報をしやすくなったといえます。

3 通報妨害

業務上の問題や不正の疑いを発見した場合に、上司又は所管部門に報告・相談するよう案内すること自体は、通常の業務報告・内部統制の観点から問題となるものではありません。

他方で、公益通報制度の利用に関する案内として、「まずは上司に通報」、「内部公益通報受付窓口へ通報するには、その前に上司への通報が必須」、「優先順位としてまずは上司に通報すべき」といった案内をすることについて、消費者庁 Q&A は、公益通報者保護制度の趣旨にそぐわないと考えられるため、避けるべきものとしています（消費者庁 Q&A「通報先に関する Q&A」Q9）。

また、同 Q&A は、事業者が労働者及びフリーランス等に対して外部公益通報を禁じたり、まず内部公益通報をするよう公益通報の順序を強制したりすることは、令和7年改正により禁止される「通報妨害」に該当し得るとしています。さらに、そのような内部規程を作成していた場合、同規程が内部公益通報又は行政機関への公益通報をしないことを正当な理由なく要求するもので

あれば、3号通報の保護要件に該当し得るとされています（同 Q10、消費者庁 Q&A「保護要件に関する Q&A」Q6）。

4 フリーランス・再委託関係からの通報

令和7年改正により、公益通報者の範囲に、特定受託業務従事者及び特定受託業務従事者であった者が追加されました。消費者庁 Q&A は、公益通報の主体として、労働者、派遣労働者、退職者、役員に加え、特定受託業務従事者及び特定受託業務従事者であった者を挙げています（消費者庁 Q&A「基本的事項に関する Q&A」Q3）。

また、大工等の一人親方や車持ちトラック運転手のように、従業員がおらず一人で事業を行っている個人事業主が、役務提供先である元方事業者における法令違反行為を通報した場合、フリーランス若しくはフリーランスであった者又は実態としての労働者に該当する場合は不利益な取り扱いからの保護の対象となる旨も記載されています（消費者庁 Q&A「公益通報者に関する Q&A」Q10）。

フリーランスに関する Q&A では、発注事業者、受託事業者、再委託先、さらに再委託先から業務委託を受けた特定受託事業者が関係する場合に、どの事業者において通報対象事実が生じているかに応じて、誰に対する1号通報となり得るかが整理されています（消費者庁 Q&A「フリーランスに関する Q&A」Q6 ないし Q11）。また、業務委託関係終了後1年以内かどうかの起算点や、施行日前に生じた不正行為について施行日以降に通報した場合の取扱いについても整理されています（同 Q14 ないし Q17）。

5 不利益取扱いと立証責任の転換

消費者庁 Q&A は、公益通報をした日から1年以内に公益通報者である労働者が解雇又は懲戒を受けた場合、その解雇又は懲戒が公益通報を理由としてされたものと推定されるとしています。この場合、事業者側において、当該解雇又は懲戒が公益通報を理由とするものではないことについて立証責任を負うことになります（消費者庁 Q&A「不利益な取扱いに関する Q&A」Q2）。

また、公益通報者に以前から解雇その他の懲戒処分等に相当する問題があった場合、公益通報をしたこと以外の理由に基づいて解雇その他の懲戒処分等を行うことは公益通報者保護法の禁止規定に抵触しませんが、解雇その他の懲戒処分等が公益通報をしたことを理由とするものではないことについて、事業者において、客観的で合理的な根拠をしめすことができるようにしておくことが考えられる旨が記載されています（同 Q6）。

さらに、請負契約に基づき取引先事業者に役務を提供している労働者が、取引先事業者における法令違反行為を当該取引先事業者に通報した場合における取引先事業者による不利益取扱いからの保護についても整理されています（同 Q11）。この点は、取引先や業務委託先に関する通報が不正・不祥事の発見ルートとなり得ることと併せて、実務上重要な整理といえます。

以上のとおり、消費者庁 Q&A では、公益通報の対象となる事実・取引関係、外部公益通報の保護要件、公益通報の順序強制、フリーランス・再委託関係からの通報、不利益取扱い及び立証責任の転換について、改正法の施行を見据えた具体的な整理が示されています。

【執筆者】



藤原 宇基（弁護士）

E-mail: hfujiiwara@iwatagodo.com

2003 年東京大学法学部卒業、2008 年弁護士登録。
労働法、内部通報制度、企業不祥事に関する危機管理対応、コーポレートガバナンス・内部統制システムに関する法的助言を行う。

岩田合同法律事務所

1902 年(明治 35 年)、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を開設したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。開設当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として多数の企業法務案件に関与しております。日本法弁護士約 120 名が東京・札幌の両オフィスに所属し、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国各州弁護士資格を有する多数の弁護士のほか、特別招聘顧問として元最高裁判所長官大谷直人氏、特別顧問として前公正取引委員会委員長古谷一之氏、前金融庁長官井藤英樹氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号 丸の内ビルディング 15 階
岩田合同法律事務所 広報： newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。
また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。